

岩美町生活困窮者自立支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく生活困窮者自立支援制度の円滑な施行を図ることを目的とし、岩美町（以下「町」という。）が実施する生活困窮者自立支援事業について必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、町とする。ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他町長が適当と認める民間団体に、福祉事務所を設置する町村が直接行うこととされている事務を除き、事業の全部又は一部を委託することができる。

2 自立相談支援事業及び就労促進のための支援事業を委託により実施するにあたって、この事業の受託を希望するものは、あらかじめ町に委託業務の実施計画書を提出し、その内容について承認を受けるものとする。

(事業内容)

第3条 必須事業は、次に掲げるとおりとする。

(1) 自立相談支援事業

(2) 住居確保給付金

2 任意事業は、次に掲げるとおりとし、任意事業の実施は町が決定する。

(1) 就労準備支援事業

(2) 一時生活支援事業

(3) 家計改善支援事業

(4) 子どもの学習・生活支援事業

(5) その他の生活困窮者の自立促進事業

3 第1項第2号及び前項第1号から第3号に掲げる事業は法定サービスのため、その支援決定は町が行う。

(実施上の留意事項)

第4条 事業の実施に当たっては、「自立相談支援事業の手引き」(平成27年3月6日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)、「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」(平成2

7年3月27日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)、「就労準備支援事業の手引き」(平成27年3月6日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)及び「新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集」ほか、当該制度について厚生労働省通達等に基づき実施するものとする。

(支援調整会議)

第5条 自立相談支援事業の実施者は、支援対象者の支援方針の検討及び個別支援計画の策定にあたり、必要に応じて支援調整会議を開催しなければならない。

2 支援調整会議に関し必要な事項は、別に定める。

(支援決定)

第6条 第3条第1項及び第2項に掲げる事業により支援を行う際、その支援の決定は、支援調整会議において支援計画の承認を経なければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月25日から施行し、平成30年10月1日から適用する。